

第 6074 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 2日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 情報提供料

Q：当社では、売上げを伸ばすため、顧客を紹介してくれた人に謝礼金を支払うことを検討しています。この謝礼金は、どのような取扱いになりますか？

A：紹介者が情報提供を業とする者の場合は、販売手数料等として損金の額に、そうでない場合は、一定の要件を満たさないと交際費等として取り扱われます。

【解説】

法人税では、法人が、情報提供や取引の仲介を業としている者に対し情報提供料を支払う場合は、販売手数料等として費用計上が認められますが、情報提供や取引の仲介を業としていない非事業者に対して情報提供料を支払った場合には、次の要件の全てを満たし、その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるとき以外は、交際費等として処理することとされています。

- ①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ②提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

